



総務省

電気通信事業法の一部を改正する法律案について

平成 31 年 4 月
総務省
総合通信基盤局

- モバイル市場の競争の促進及び電気通信市場の環境の変化に対応した利用者利益の保護を図るために、電気通信事業法の一部を改正し、必要な措置を講ずる。

モバイル市場の競争の促進

■ 事業者間の競争が不十分

- ☞ 大手3社による寡占(シェア9割)
- ☞ 端末代金と通信料金が一体化し、利用者に分かりにくく不公平。

■ 競争を促進するための基本的なルールを整備

- 通信料金と端末代金の完全分離、期間拘束などの行き過ぎた囲い込みの是正のための制度を整備。

販売代理店への届出制度の導入

■ 販売代理店への指導は一義的には事業者任せられ、行政の現状把握が不十分

■ 販売代理店の業務の適正性の確保に資する制度を整備

- 販売代理店に届出制度を導入することで、販売代理店の不適切な業務の是正の実効性を担保。

事業者・販売代理店の勧誘の適正化

■ モバイル・FTTH等の苦情・相談は高い割合で推移

- ☞ 分野別の相談件数(2017年度)で見ると、「インターネット接続回線(FTTH含)」は3.3万件(3位)、「移動通信サービス」は2.4万件(8位)
(出典:全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET))

■ 利用者の利益の保護のためのルールを強化

- 自己の名称等を告げずに勧誘する行為等を抑止することで、利用者利益の保護を強化。

- 現在のモバイル市場は大手3社が約9割のシェアを占める寡占的状況であり、競争が不十分との指摘。
- モバイル市場の競争を促進するため、競争を阻害するおそれがある一定の行為を禁止する。

現状・課題

携帯電話事業者の以下の行為により、競争が働く前提である利用者による適切かつ自由なサービス選択が阻害。

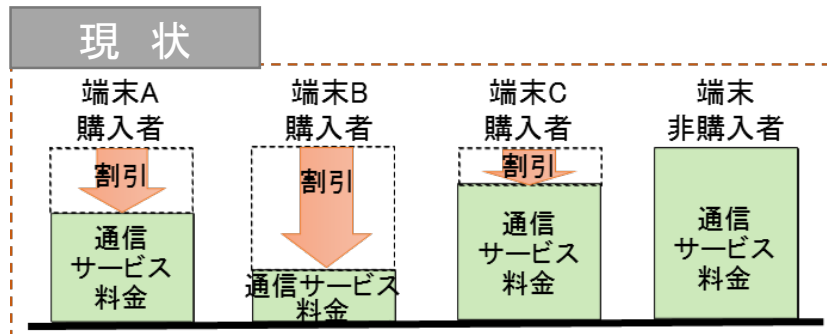
① 通信料金と端末代金の分離の不徹底

- 購入する端末により通信料金が異なる※など、料金プランがわかりづらく、正確に理解して事業者・サービスを比較することが困難。
- ※ 利用者間の不公平感も惹起。

② 行き過ぎた囲い込み

- 高額な違約金を伴う2年縛り・自動更新や4年縛りにより、利用者を過度に囲い込み。

<想定される料金プランの見直しイメージ>



改正法による措置

競争を行う際の最低限の基本的なルールとして、携帯電話事業者・販売代理店に対して以下の規律を設け、モバイル市場の公正な競争を促進。

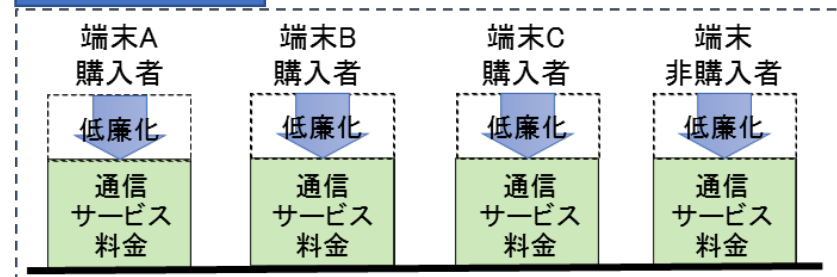
① 通信料金と端末代金の完全分離

- 端末の購入等を条件とする通信料金の割引等の利益の提供※を約することを禁止。
- ※ 端末代金の割引やキャッシュバック等。
- 通信料金単体での比較・競争を促進。

② 行き過ぎた囲い込みの禁止

- 契約の解除を不当に妨げる提供条件を約することを禁止。
- 利用者による自由な事業者乗換えを促進。
- 違反した場合は業務改善命令の対象

見直し後



- 販売代理店の業務の適正性の確保を図るため、販売代理店についての事前届出制度を導入する。

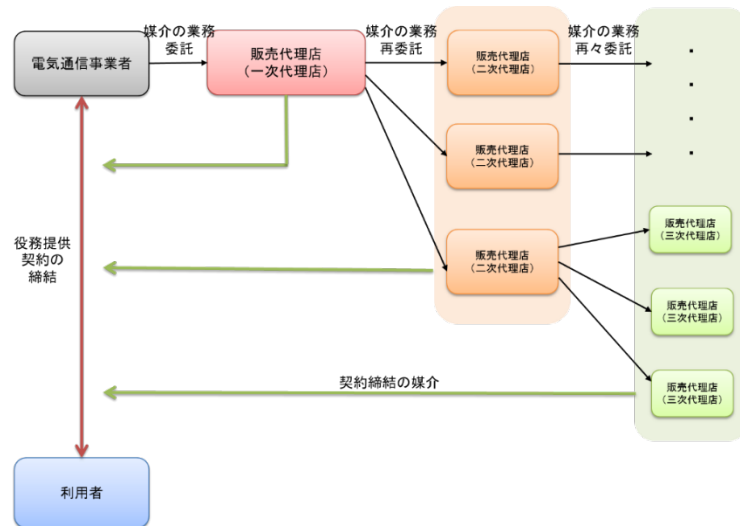
現状・課題

販売代理店への指導は一義的には事業者任せられており※、行政の現状把握が不十分。

- 現在、行政が販売代理店を迅速・適確に把握する手段がない。

(現在は、一部のみ電気通信事業者(携帯電話サービス、FTTHサービス等を提供する者のうち契約者数1万以上の者)からの報告により把握)

販売代理店の契約関係のイメージ



※ 電気通信事業法第27条の3において、電気通信事業者は、委託先の販売代理店の業務の適正かつ確実な遂行を確保するため、指導等の措置を講じなければならない旨を規定。

改正法による措置

販売代理店の業務の適正性の確保を図るため、行政が販売代理店を直接把握するための制度を整備。

- 一定の通信サービス※の契約の締結の媒介等の業務を行う販売代理店について、総務大臣に対する事前届出制度を導入。

※ 携帯電話サービス、FTTHサービス、ISPサービス、電話サービス等の一般向けサービス

届出事項

- ① 販売代理店の名称・住所・代表者氏名
- ② 取り扱う通信サービスの事業者名等
- ③ 直接の委託元(電気通信事業者又は販売代理店)の名称等
- ④ 取り扱う通信サービスの区分 等

- 販売代理店の迅速・的確な把握により、法の規定※の適切な履行の監督及びこれらの違反に係る業務改善命令の円滑な執行を担保。

※ 既存の規定: 提供条件の説明義務、不实告知等の禁止
新たな規定: 改正内容(1)及び(3)

- 電気通信事業に関する利用者の苦情・相談が多数生じていることに対応し、利用者の利益の保護のためのルールを強化する。

現状・課題

近年、モバイル・FTTH分野に関する利用者からの苦情・相談は高い件数で推移。

- 苦情・相談の要因には、既存の利用者保護規律で対応できない次のような行為がある。

- ・ 勧誘主体等について誤解を与える勧誘
- ・ 勧誘目的であることを明示しない勧誘

【苦情の例】

「大手通信事業者からの電話だと思い契約したが、別の事業者だったので解約したい」
「契約プランの変更と思ったら別会社との契約になっていた」

→ 利用者のニーズに応じたサービス選択を阻害

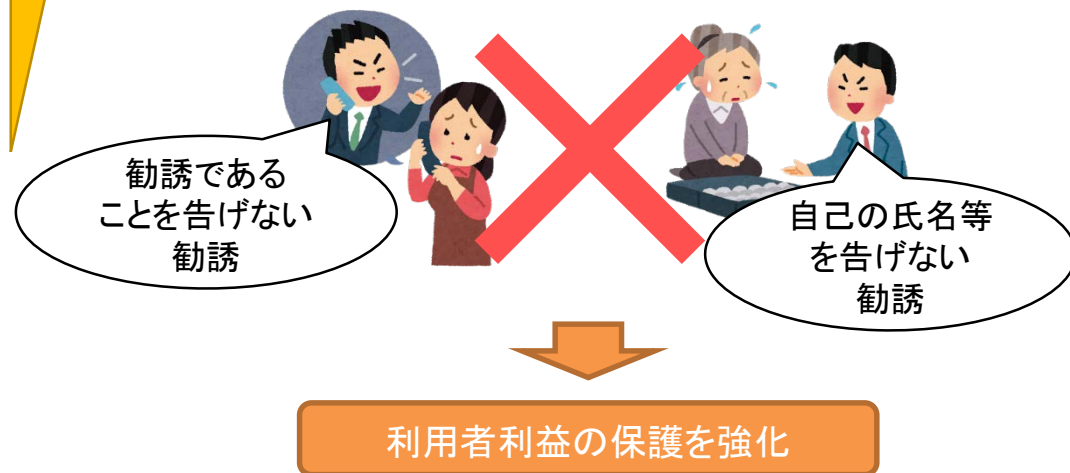
改正法による措置

利用者の利益の保護のためのルールを強化し、既存の利用者保護規律で対応できない課題に対処。

- 電気通信事業者又は販売代理店について、通信サービスの勧誘に先立って「自己の氏名若しくは名称」又は「勧誘である旨」を告げずに勧誘する行為を禁止。

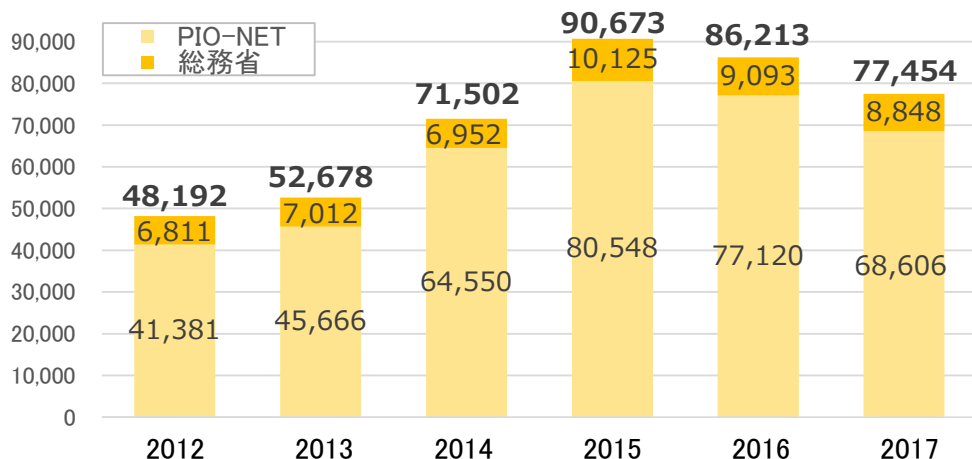
➤ 違反した場合は業務改善命令の対象

利用者の誤解を招く不適切な勧誘の是正



電気通信サービスに係る苦情相談件数

(全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET)及び総務省)

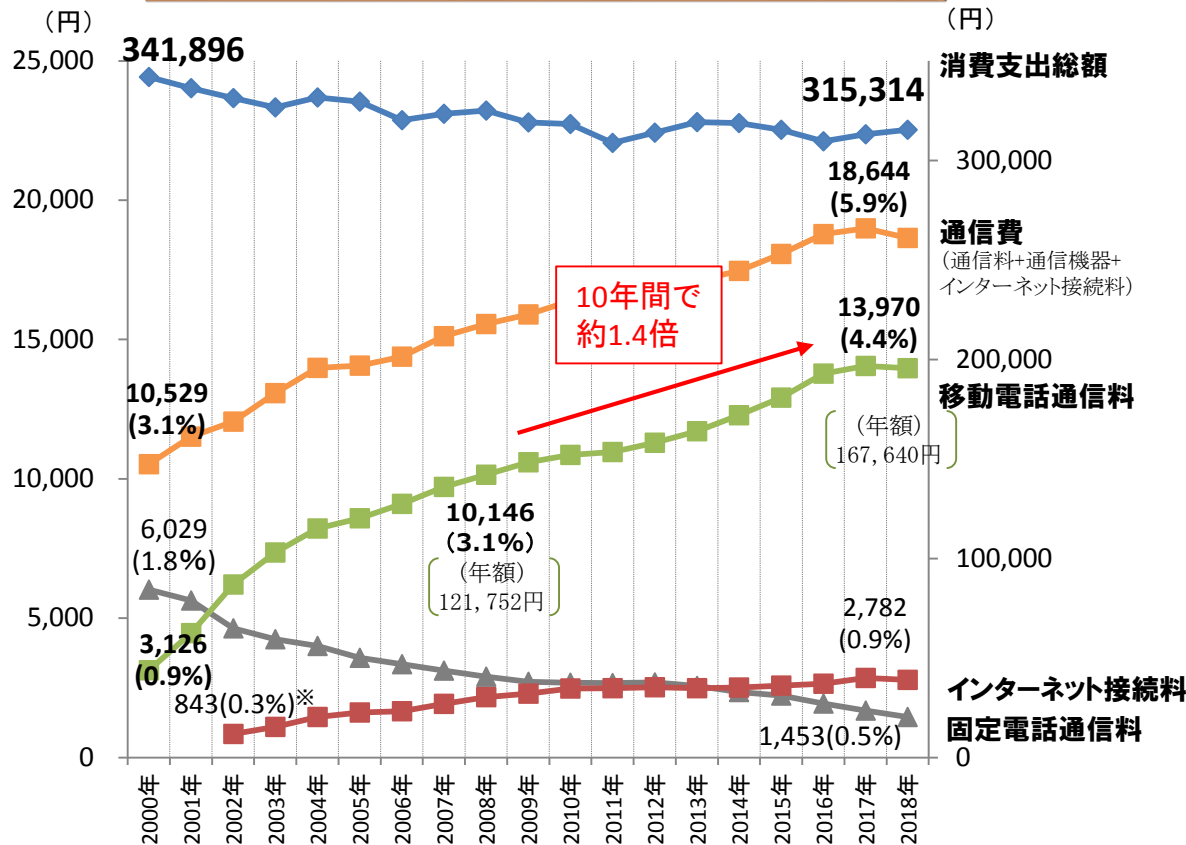


参考資料

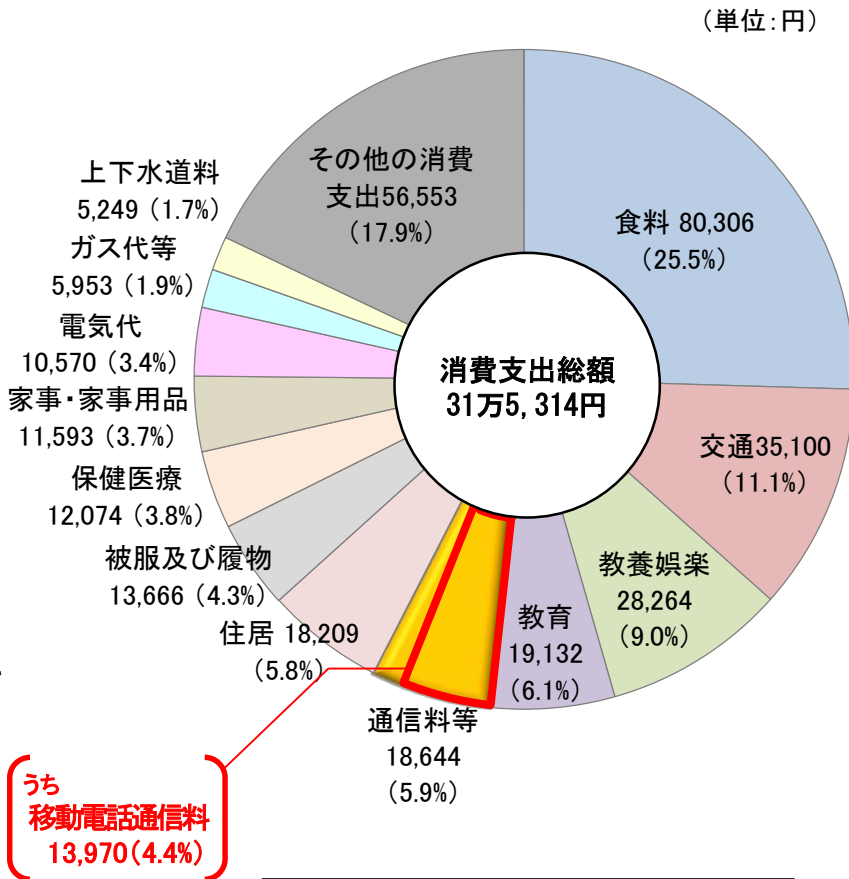
消費支出における通信費(二人以上世帯のうち勤労者世帯)

6

消費支出における通信費の推移(月平均)



2018年の消費支出(月平均)



半期(年度)ごとの推移(単位:円)

	2014年度		2015年度		2016年度		2017年度		2018年度
	上期 (4～9月)	下期 (10～3月)	上期 (4～9月)	下期 (10～3月)	上期 (4～9月)	下期 (10～3月)	上期 (4～9月)	下期 (10～3月)	上期 (4～9月)
消費支出	306,651	324,032	312,563	314,957	303,596	315,206	307,900	318,135	311,990
移動電話通信料 (消費支出に占める割合)	12,174 (3.97%)	12,661 (3.91%)	12,980 (4.15%)	13,438 (4.27%)	13,725 (4.52%)	14,023 (4.45%)	13,962 (4.53%)	14,082 (4.43%)	13,834 (4.43%)

固定電話通信料	1,453円 (0.5%)
インターネット接続料	2,782円 (0.9%)
移動電話通信料	13,970円 (4.4%)
通信機器	440円 (0.1%)
計(通信費)	18,644円 (5.9%)

注:各期の数値は、月当たりの平均値を記載。

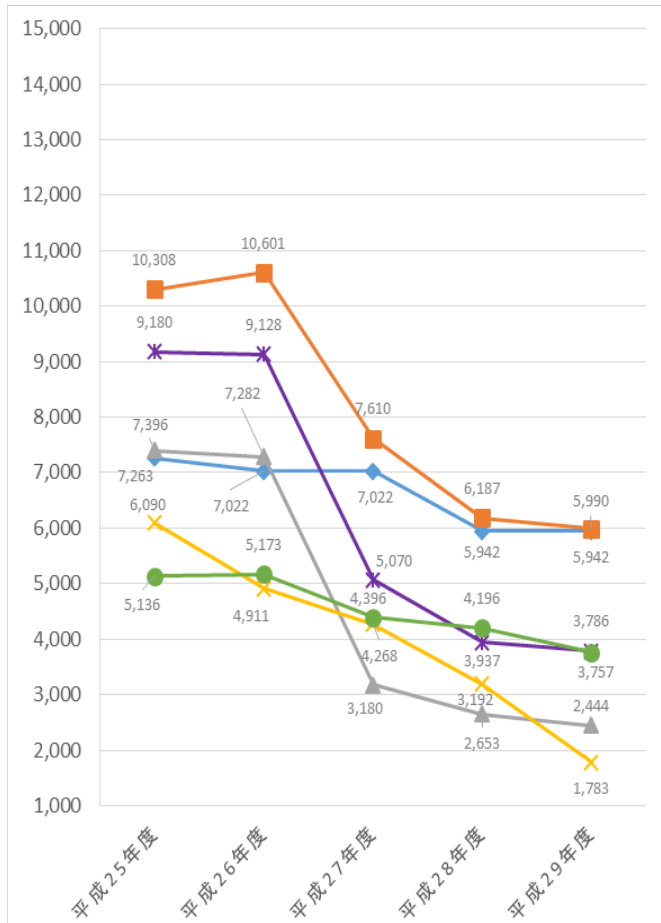
(出典)総務省「家計調査」から作成

平成29年度電気通信サービスに係る内外価格差調査結果概要 スマートフォン（MNO：シェア1位の事業者）＜推移＞

7

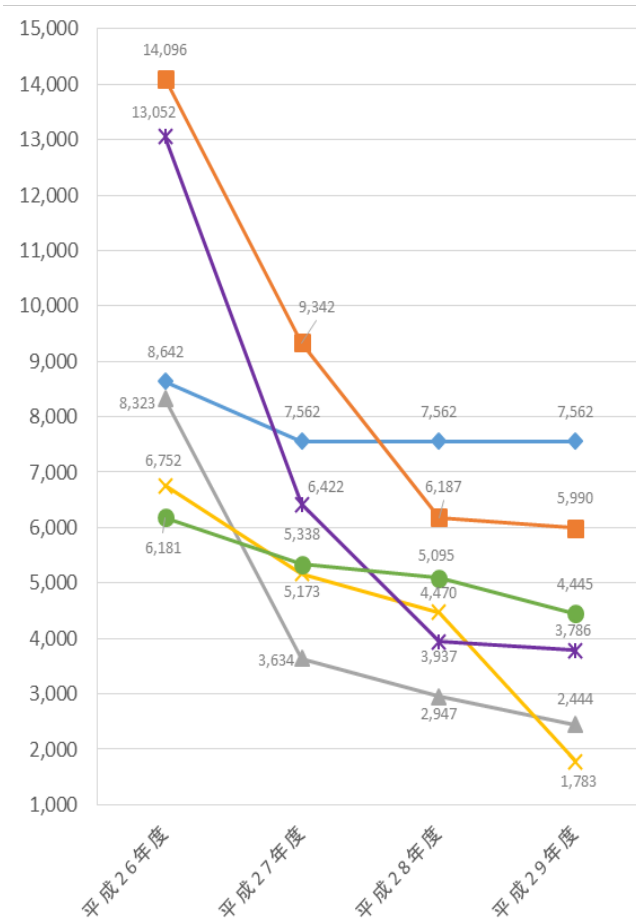
(税込 単位：円)

データ容量月2GB



(税込 単位：円)

データ容量月5GB



(税込 単位：円)

データ容量月20GB



(注1) 各年度において通貨換算に用いる購買力平価の値がそれぞれ異なる。

(注2) 各年度において設定しているモデルの音声通話の分数は異なる。

(注3) シェアの変動により、年度によって対象事業者が異なる場合がある。

(注4) 平成25年度において東京は音声通話料金従量制のプランとなっており、同年度の東京の支払額は同年度のモデルの音声通話の分数を使用したもの。

(注5) データ容量月5GBは平成26年度から、データ容量月20GBは平成28年度から通信料金を調査している。

(注6) 平成25年度及び平成26年度は各年12月現在の通信料金を調査している。

(注7) 平成28年度においてデュッセルドルフではデータ容量月20GBプランを提供していなかったため、提供プランの中で最も容量が多い（15GB）プランで比較。

(2018年9月30日時点)

- 現在のモバイル市場は、実質的に大手携帯電話事業者(MNO)3グループに収められている。MNO3グループのシェアは88.7%。
- 楽天モバイルネットワーク株式会社が2019年10月からMNOとしてサービス提供開始予定。

NTTドコモ

(シェア38.3%)

KDDI グループ

(シェア27.5%)

UQコミュニケーションズ

ソフトバンク グループ

(シェア22.9%)

Wireless City Planning

楽天モバイルネットワーク

(2019年10月サービス提供開始予定)

ネットワークの
貸出し

接続料の
支払い

M
V
N
O
(シェア
11.3
%)



55万円～77万円
(10Mbps当たり・月額)

(1) 料金その他の提供条件の適正化

- ニーズに応じた料金プランの導入
 - ライトユーザ向け料金プラン等の導入の要請(2015年)など
- 期間拘束(2年縛り・4年縛り)の見直し
 - 違約金及び2年経過後の通信料金の支払のない解約の実現の要請(2018年)など



→いまだスイッチングコストの抜本的な引下げが行われていない

→通信料金と端末代金の区分が不分明



端末購入を条件とした、行き過ぎた割引・キャッシュバック等を禁止。

(2) 端末販売の適正化

- 行き過ぎた端末購入補助の適正化
 - ガイドラインの制定(2016年)、合理的な負担額の明確化(2017年)など

→規律が及ばない販売代理店による独自値引きが横行

- 中古端末の流通促進
 - 下取り端末の流通・販売制限の禁止(2018年)など

(3) MVNO促進(接続料の適正化)

- 接続料の算定方法の見直し
 - 原価からの営業費の除外(2010年)、当年度精算の導入(2014年)、利潤の算定方法の厳密化(2017年)など

NTTドコモ (シェア38.3%)	docomo
KDDIグループ (シェア27.5%)	au UQ
ソフトバンクグループ (シェア22.9%)	SoftBank
楽天モバイルネットワーク (2019年10月サービス提供開始予定)	

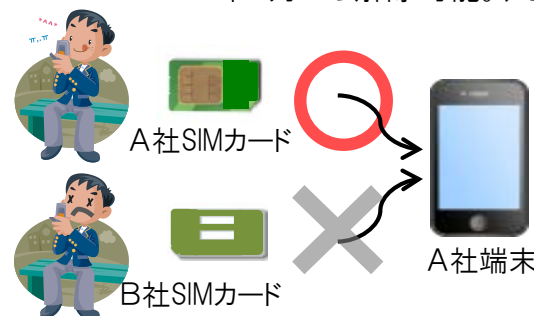
ネットワーク
の貸出し
(接続・卸)

接続料
卸料金

Mobile	IIJ
M	
V	
N	
O	
OCN	
シェア	
11.3	
%	
mimo	
BIGLOBE	

(4) SIMロック解除の推進

- SIMロック解除に応じることを義務づけ
(中古端末を含む)
 - ガイドラインの制定(2014年)、解除が可能となるまでの期間の短縮(2017年)、中古端末の対象への追加(2018年、2019年9月から解除可能。)など



<SIMロック解除可能な時期>

一括払いの場合	即日
割賦払いの場合	100日経過後

～シンプルで分かりやすい携帯電話に係る料金プランの実現～

(モバイル市場の競争環境に関する研究会、ICTサービス安心・安全研究会 消費者保護ルールを検証に関するWGによる合同の提言)

最低限の基本的なルールとして電気通信事業法の改正を含め、必要な措置を検討・実施

主な問題点

- 購入する端末によって通信料金が異なり不公平。
- 割引等を受けるために通信役務の継続利用が求められる場合があり、利用者を過度に拘束。
- 端末買換えサポートプログラム(4年縛り)は、通信役務の継続を条件とし、利用者を囲い込み。

- 期間拘束なしの料金プランが実質的な選択肢となっていない。
- 違約金の算定根拠が不明。
- 期間拘束の自動更新により、スイッチングコストが上昇。

主な提言

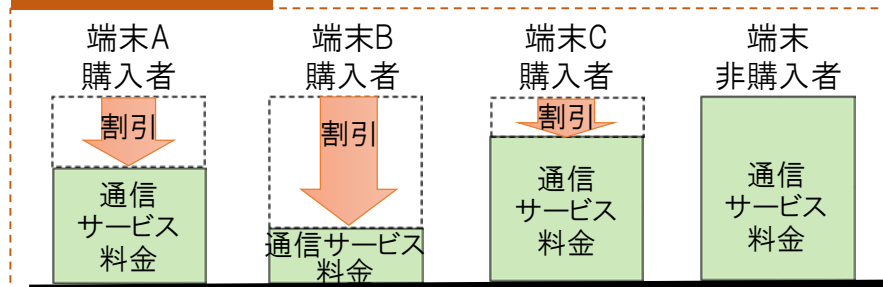
- 端末購入を条件とする通信料金の割引を廃止。
- 通信役務の一定期間の継続利用を条件とする端末代金の割引の見直し。
- 端末買換えサポートプログラム(4年縛り)について抜本的に見直し(通信契約とのひも付けを禁止)。

- 期間拘束なしの料金プランについて、合理的理由なく著しく劣る提供条件の設定を禁止。
- 合理的根拠のない著しく高額な違約金を禁止。
- 自動更新の有無により料金等に差を設けることを禁止。

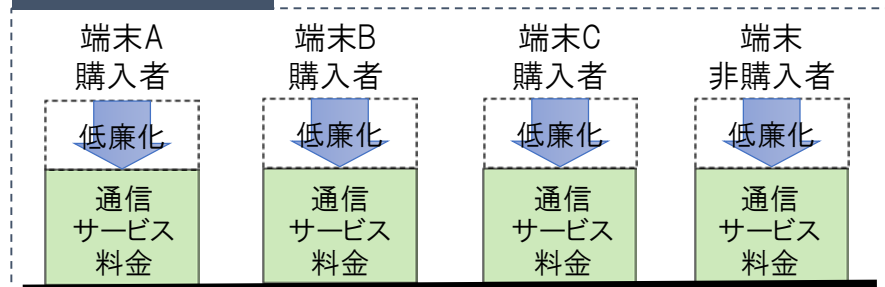
<想定される料金プランの見直しイメージ>

※このほか、過度に複雑な料金プランや合理性を欠く料金プランについても見直しを求める。

現 状



見直し後



通信料金と端末代金の完全分離

行き過ぎた期間拘束

「モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言」(概要)②(平成31年1月)

～販売代理店の業務の適正性の確保～

11

販売代理店の業務の適正性の確保に向け、電気通信事業法の改正を含め、必要な措置を実施

主な問題点

- 通信サービスに係る苦情・相談が依然として多いが、販売代理店への指導は一義的には通信事業者任せられ、行政の現状把握が不十分。
- 二次、三次販売代理店等の存在も含め、通信事業者による指導が十分に行き届かず。
- 通信事業者・販売代理店による**利用者に誤認を与える勧誘**のほか、販売代理店における**独自の過度な端末購入補助等**の不適切な業務は、業務改善命令の対象外。

現 状

通信サービスの提供条件の説明義務

代理店を直接把握する手段なし
(通信事業者を通じて把握)

利用者に誤認を与える勧誘への規律なし

端末の販売等に係る処分権限なし

主な提言

- 行政が販売代理店の存在を直接把握できるよう届出制度を導入。
- 通信事業者・販売代理店による、利用者に誤解を与える**不適切な勧誘行為**(社名や勧誘目的の不明示等)を禁止。
- 販売代理店の**不適切な業務実態**(独自の過度な端末購入補助等)について**業務改善命令の規律を導入**。

見直し後

通信サービスの提供条件の説明義務

代理店の届出制を導入

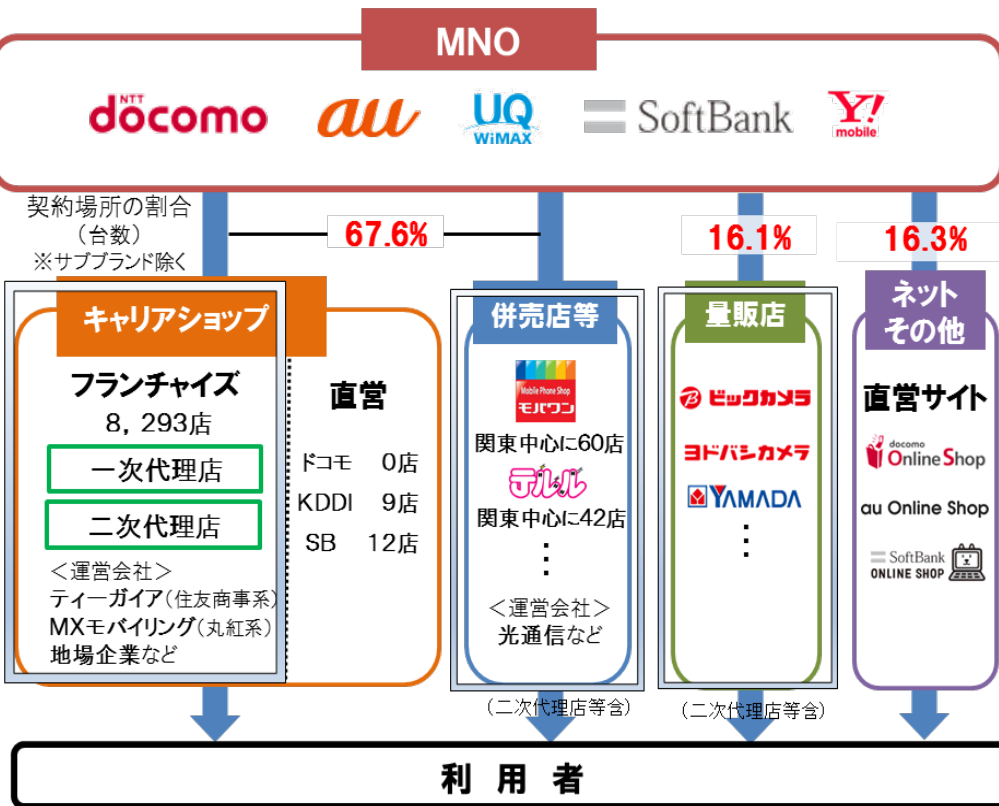
利用者に誤解を与える不適切な勧誘行為を禁止

通信サービスの提供を前提条件とする
端末の販売等について、
業務改善命令等の規律を導入

- 携帯電話(MNO)は、キャリアショップ、併売店、量販店等の販売代理店を通じた対面販売が中心。
- FTTHでは、NTT東西等から光卸を受け、携帯電話事業者が販売する場合はキャリアショップや量販店が中心、他の卸先事業者においては電話勧誘、訪問営業での販売や、ネットでの直販も実施。

【携帯電話】

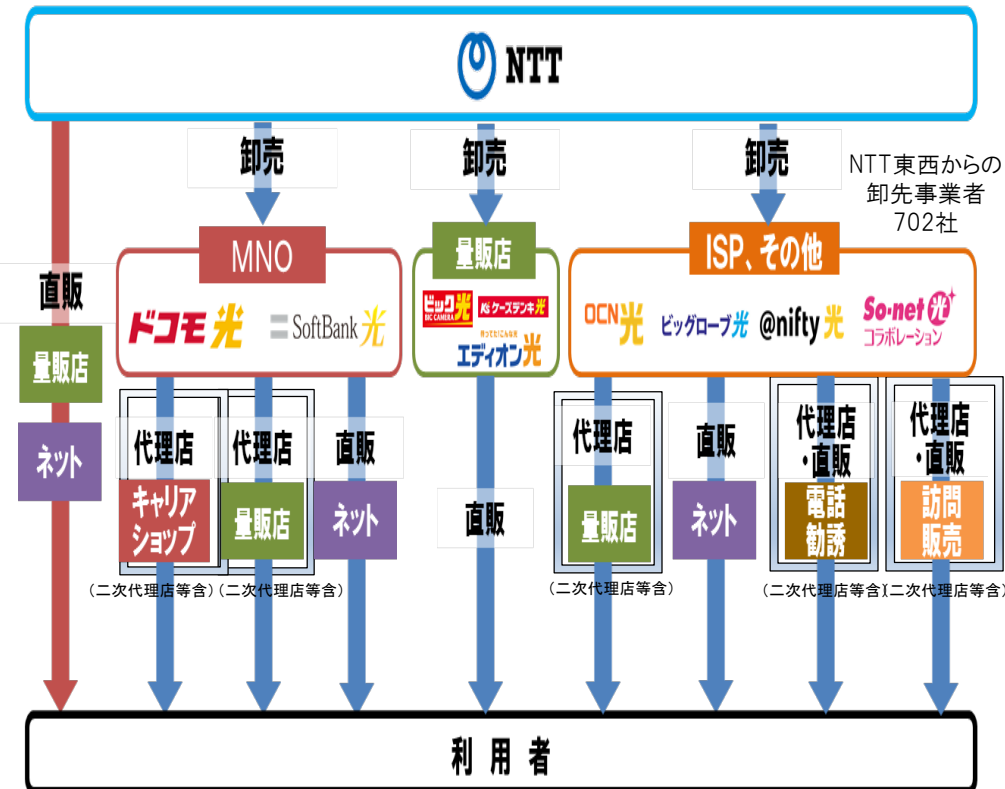
□ … 販売代理店



【FTTHサービス】

<NTT東西の例>

□ … 販売代理店



※ パーセント表記は、「電気通信事業分野における市場検証(平成29年度)年次レポート」における「2017年利用者アンケート」を基に算出。